各所属所長 様

一般財団法人愛媛県教職員互助会 理事長 仙波 純子

「一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程」の一部改正について

令和5年3月22日開催の理事会で「一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程」を下記のとおり改正したので、会員の皆様に御周知の程よろしくお願いします。

記

○一般貸付けの拡充による整理

種類	限度額	償還回数
生活資金貸付け(名称変更)	100 万円	72 回
教育資金貸付け(新規)	200 万円	120 回
自動車資金貸付け(新規	200 万円	72 回
結婚資金貸付け(名称変更)	100万	72 回

- (1) 生活資金貸付け 会員が臨時に資金を必要とする場合の貸付け
- (2) 教育資金貸付け 会員又はその子若しくは弟妹が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)、中等教育学校後期課程、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれに準ずるものとして理事長が認める外国の教育機関に入学若しくは修学するため資金を必要とする場合及び上記に記載する学校等に進学するため若しくは各種資格取得試験のための教育機関に入学若しくは修学するため資金を必要とする場合又は会員が通信教育生としてスクーリングに出席するため資金を必要とする場合の貸付け
- (3) 自動車資金貸付け 会員又はその子若しくは弟妹が使用する自動車(自動二輪車を含む。)の購入に資金を必要する場合の貸付け
- (4) 結婚資金貸付け 会員又はその子若しくは弟妹が結婚のため資金を必要とする場合 の貸付け

○様式等の整備

【一部変更】(第 28 条関係) 別表一般貸付けに添付する書類の一部変更、別紙様式貸付申 込書(第 29 条関係) 別紙様式貸付決定通知書、貸付借用証書

施行

令和5年4月1日

別表(第28条関係)

一般貸付申込書に添付する書類

申込事由	必要書類	
生活資金	なし	
教育資金	①入学の場合は合格通知書の写し又は入学許可書の写し ②在学の場合は在学証	
	明書又はその写し ③外国の教育機関の場合は入学又は在学を証明できる書類及	
	びこれらの日本語の翻訳文の写し ④スクーリングについては所属所長の証明書	
	⑤概ね卒業等までに必要と見込まれる学費等が確認できる入学手続き書類等の写	
	L	
自動車資金	販売店との売買契約書又は注文書の写し(それらに代わる資料でも可)	
結婚資金	結婚式場の予約申込書受理証明書、媒酌人の挙式予定証明書又は所属所長の証明書	
	のいずれか	